裁判員制度

来年5月21日から裁判員制度が始まります！

裁判員になる可能性のある方に、12月上旬ごろまでに通知が送付されます！

平成21年の裁判員候補者名簿に登録された方に、12月上旬ごろまでに最高裁判所から、名簿に記載されたことの通知と調査票が入った封筒が郵送されます。

調査票では、1年を通じて裁判員になることができない事情があるか、特定の月に裁判員になれない事情があるかなどをお尋ねします。

調査票は、裁判員になれない事情のある方が、裁判員候補者として裁判所にお越しいただかなくてもいいように、裁判員候補者の負担を軽減するためのものですので、記入・返送についてご協力をお願いします。

▲ 桂川町の人が裁判員裁判に参加する場合の所管の裁判所・福岡地方裁判所（福岡市中央区城内 1-1）

▼ 裁判官３人、裁判員６人分の席が設けられた裁判員裁判が行われる福岡地方裁判所 301 号法廷法壇

あなたが主役の裁判員制度

現在、多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしています。

今回の司法制度改革で、「国民の理解しやすい裁判の実現」として、重大な刑事事件裁判に直接国民が関わる、裁判員制度が導入されます。

具体的には、国民の皆さんから選ばれた6人の方に、裁判員として地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めます。

これにより、裁判の進め方やその内容に皆さんの視点、感覚、言葉が反映されるようになります。また、裁判官、検察官、弁護人も、より分かりやすく迅速な裁判を行うことが求められます。

裁判員制度には、裁判の効率化、裁判に対する国民の理解や、関心の深まり、司法への信頼が一層高まることなどが期待されています。